

I 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

	災害弔慰金	災害障害見舞金
実施主体	市町村（特別区を含む。）	
対象災害	自然災害	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ● 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	
受給遺族	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 死亡したものの死亡当時における 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものに限る。）	
受給者	自然災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	
支給額	ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ. その他の者が死亡した場合 250万円	ア. 生計維持者 250万円 イ. その他の者 125万円
費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4	市町村 1 / 4